平成21年3月31日告示第49号

改正

平成22年3月17日告示第32号 平成23年3月25日告示第23号 平成27年3月31日告示第58号 平成30年3月29日告示第45号 平成31年3月20日告示第34号 令和2年3月24日告示第48号

印西市広告掲載実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産(以下「市有資産」という。)を広告 媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新た な財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とす る。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 広告事業 市有資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を 掲載することをいう。
 - (2) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市が発行する刊行物及び印刷物
 - イ 市が使用する封筒その他の印刷物
 - ウ 市のホームページ
 - エ 市の公用車
 - オ市の土地、建物及び工作物
 - カ その他広報媒体として活用できると認められるもの
 - (3) 広告掲載 広告媒体に広告の掲載又は掲出を行うことをいう。
 - (4) 課等 印西市行政組織規則(平成9年規則第31号)第6条第1項及び 第7条第1項に規定する課、印西市支所及び出張所設置条例施行規則(平 成22年規則第5号)第2条に規定する課、印西市教育委員会行政組織規則 (昭和41年教育委員会規則第1号)第11条に規定する課及び印西市水道事 業及び下水道事業処務規程(昭和57年水道事業管理規程第1号)第2条に 規定する課並びに議会、監査委員、選挙管理委員会及び農業委員会の事務 局をいう。
 - (5) 課等の長 課等の組織の長をいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告事業において掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗及 び市民に不利益を与えないものとする。併せて、広告の表現は、それにふさ わしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。 (広告掲載の範囲)

- 第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名を広告するもの
 - (6) 社会問題について主義主張するもの
 - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (8) 虚偽であるもの又は誤解を招くおそれのあるもの
 - (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (10) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
 - (11) その他広告媒体に掲載する広告として適切でないと市長が認めるもの
- 2 前項に規定する広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の募集等)

- 第5条 広告掲載の募集は、広告媒体を所管する課等が次に掲げる事項を掲載 した募集要項を定め、市の広報紙、ホームページ等を通じて公募により行う ものとする。
 - (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載場所、掲載期間等
 - (3) 広告掲載料
 - (4) 広告の募集及び申込方法
 - (5) 広告の選定方法
 - (6) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項
- 2 前項の規定により公募したにもかかわらず公募による応募者の数が募集の 数に満たない場合は、広告掲載を希望する者を選定し、直接、広告掲載の依 頼を行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、掲載しようとする広告の原稿、図面等を添 えて指定された期日までに市長に申込みをしなければならない。

(広告掲載の決定等)

- 第7条 市長は、前条に規定する申込みを受けたときは、申込期間満了後、速 やかに当該申込書に係る広告の内容等を審査し、広告掲載の可否を決定する ものとする。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に通知するものとする。
- 3 市長は、決定を行うに際し、広告掲載の仕様(広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等をいう。)の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告物の掲載)

第9条 広告主は、広告を掲載するときは、その方法、日程等について市長と 協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告代理店等への業務の委託)

- 第10条 市長は、第5条及び第6条の規定に係る業務を広告代理店その他市長 が適当と認めた者(以下「広告代理店等」という。)に委託することができ る。
- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項は、広告媒体を所管する課等において別に定める。

(広告主の責務)

- 第11条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 広告の内容に瑕疵(かし)、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) 広告の内容等が広告掲載の決定に係る指示又は条件に適合したものであること。
- 2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害者救済、 損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなけ ればならない。

(広告掲載料)

- 第12条 広告掲載料は、広告媒体に応じ、広告媒体を所管する課等において別 に定める。
- 2 広告主は、前項の広告掲載料を市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない 事由により広告掲載ができないときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

- **第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。
 - (1) 広告の内容が第4条の規定に該当することとなったとき。
 - (2) 広告主が第7条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。
 - (3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(運営委員会)

- 第15条 市長は、広告媒体に掲載する広告掲載事業を適正に運営するため、庁 内に広告掲載運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 3 委員長には総務部長を、委員には総務部総務課長、総務部秘書広報課長、 企画財政部企画政策課長、企画財政部財政課長、市民部市民活動推進課長、 環境経済部環境保全課長、福祉部社会福祉課長、健康子ども部子育て支援課 長、都市建設部都市計画課長及び教育委員会教育部教育総務課長をもって充 てる。
- 4 委員長は、審査会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは総務部総務課長がその職務を代理し、総務部総務 課長に事故あるときはあらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理す る。
- 6 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
 - (1) 第7条第1項に規定する広告の内容等を審査すること。
 - (2) その他広告掲載に関し市長が必要と認める事項 (会議)
- 第16条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告の内容その他広告掲載事業の運営に関して疑義が生じた場合において、広告媒体を所管する課等の長が開催を求めたとき、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、審議等の対象となる広告媒体を所管する課等の職員を委員会に 出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その 意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その針)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
 - (印西市封筒広告掲載取扱要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 印西市封筒広告掲載取扱要綱 (平成18年告示第145号)
 - (2) 印西市ホームページ広告掲載取扱要綱 (平成20年告示第7号) (経過措置)
- 3 この告示の施行前に廃止前の印西市封筒広告掲載取扱要綱又は印西市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、

なお従前の例による。

附 則(平成22年3月17日告示第32号)

- この告示は、平成22年3月23日から施行する。
 - 附 則 (平成23年3月25日告示第23号)
- この告示は、平成23年4月1日から施行する。
 - **附 則**(平成27年3月31日告示第58号)
- この告示は、平成27年4月1日から施行する。
 - **附 則**(平成30年3月29日告示第45号)
- この告示は、平成30年4月1日から施行する。
 - **附 則**(平成31年3月20日告示第34号)
- この告示は、平成31年4月1日から施行する。
 - **附 則**(令和2年3月24日告示第48号)
- この告示は、令和2年4月1日から施行する。